

電気通信事業法施行規則第二十二條の二の九第二号及び第三号に基づき告示する件の告示（平成二十八年総務省告示第百五十三号）

【対価請求告示】

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の九第二号及び第三号の規定に基づき、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額及び電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用の額を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年四月一日

総務大臣 山本 早苗

一部改正 平成三十年七月十九日

平成三十年十月一日から施行

（平成三十年総務省告示第百五十九号）

一部改正 令和三年一月二十七日

令和三年四月一日から施行

（令和三年総務省告示第十六号）

1 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通常契約 法第二十六條第一項第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約（次号において「二号契約」という。）であつて、電気通信役務の提供を受ける場所に電気通信事業者の職員その他これに類する者を派遣して工事を行うことが必要なもの

二 特定契約 通常契約以外の二号契約

2 施行規則第二十二條の二の九第三号の規定により総務大臣が別に告示する額（以下「工事費用額」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額に消費税額、地方消費税額を含む。以下同じ。）を加算した額とする。

一 FTTHアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、一戸建ての住宅に対するもの 二万五千円

二 FTTHアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、共同住宅等に対するもの 二万三千円

三 FTTHアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事 二千元

- 四 CATVアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、一戸建ての住宅に対するもの 一万八千円
- 五 CATVアクセスサービスの提供に関する通常契約に係る全ての必要な工事であつて、共同住宅等に対するもの 一万七千円
- 六 CATVアクセスサービスの提供に関する特定契約に係る全ての必要な工事 二千円
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者からの申出により同項第一号又は第二号に掲げる工事を休日等に行う場合に加算される額の定めがある場合(通常契約の場合に限る。)にあつては、当該各号に定める額に三千円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、利用者からの申出により第二項第一号又は第二号に掲げる工事を夜間に行う場合に加算される額の定めがある場合(通常契約の場合に限る。)にあつては、当該各号に定める額に一万二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。
- 5 前三項の規定にかかわらず、前二項に規定する場合のいずれにも該当する場合(通常契約の場合に限る。)にあつては、第二項第一号又は第二号に定める額に一万三千二百円及び消費税額を加算した額を工事費用額とする。
- 6 第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項各号に掲げる工事に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者から通常請求される額が同項から前項までの規定により算定される額より低いときは、当該通常請求される額を工事費用額とする。
- 7 施行規則第二十二條の二の九第四号の規定により告示する額は、三千円に消費税額を加算した額(電気通信事業者から通常請求される額が当該加算した額より低い場合にあつては、当該通常請求される額)とする。
- 8 施行規則第二十二條の二の九第五号の規定により告示する額は、対面又は電話による方法により番号ポータビリティ予約番号(番号ポータビリティを実施するために必要な番号であつて、電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務(以下「携帯電話役務」という。))の利用者が、携帯電話役務を提供する電気通信事業者(以下「携帯電話事業者」という。))を番号ポータビリティにより変更する前に契約していた携帯電話事業者が発行するものをいう。))が発行された場合に限り、千円に消費税額を加算した額(携帯電話事業者から通常請求される額)が当該加算した額より低い場合にあつては、当該通常請求される額)とする。